

令和八年八月六日 開会
令和八年八月魚津市議会臨時会提出議案

市長提案理由説明要旨

本日ここに、令和八年八月魚津市議会臨時会が開催されるに当たり、提案いたしました案件の提案理由の説明に先立ち、「令和八年熊本地震」について一言申し上げます。

七月二十八日午後四時二十七分頃、熊本県熊本地方を震源とし、最大震度七を観測したほか、九州の広い範囲にわたって強い揺れを観測した「令和八年熊本地震」が発生し、甚大な被害が確認されております。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

被災地では被災者への支援が急務となっており、今後本市への支援要請等がありました際には、できる限りの支援をしてまいりたいと考えております。

また、本市におきましては、「令和六年能登半島地震」をふまえた、防災・減災対策の強化に取り組んでおります。市民の皆様の安全・安心を守るため、市議会、市民の皆様等のご協力を得ながら、引き続き取り組んでまいります。

それでは、本会議に提案いたしました案件について、提案理由の概要をご説明申し上げます。

「議案第四十三号 令和八年度魚津市一般会計補正予算（第三号）」は、歳入歳出予算の総額に二千九百六十二万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ二百十三億三百五十一万九千円としたいのであります。

今回の補正は、国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策として、中東情勢の影響を受ける市内の中小企業・小規模事業者への資金繰りの支援及び生産効率を向上させるための高効率機器や省力化設備等の導入に対する支援に係る経費のほか、公共施設への太陽光発電設備の導入に係る経費を計上するものであり、これらの財源として、国庫支出金及び繰越金を充当いたしております。

また、公共施設への太陽光発電設備導入事業について、債務負担行為を設定したいのであります。

「議案第四十四号 都市構造再編集中支援事業魚津駅東広場シェルター新設工事の請負契約の変更について」は、令和七年十月七日に締結した都市構造再編集中支援事業魚津駅東広場シェルター新設工事の請負契約について、請負変更契約に

よる変更後の契約金額が一億五千万円以上であることから、地方自治法第九十六条第一項第五号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

「報告第七号 専決処分の報告について（事故等による損害賠償の額の決定及びその和解について）」は、地方自治法第百八十条第一項の規定に基づき、議決により指定された事項について、令和八年六月二日及び同年六月二十九日付けで専決処分いたしましたので、同条第二項の規定により、議会に報告するものであります。

以上、本日提出いたしました案件の説明といたします。

何とぞ、慎重審議のうえ、議決賜りますよう、お願い申し上げます。